

柳井税務署からのお知らせ

■平成30年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間は

2月18日(月)から3月15日(金)までです

※還付申告については、平成31年1月1日以後、提出することができます。

■申告会場の開設日程について

地区	開設日	相談時間	会場名
柳井税務署 管内全域	2月18日(月)～3月15日(金) (土日は除きます)	相談時間 9:00～17:00 受付時間 8:30～16:00 (混雑状況によって16:00以前に受付を終了する 場合があります。)	柳井税務署

※2月17日(日)以前は、申告会場を設けていないため、申告相談で税務署へお越しの方は上記申告会場開設期間にお越しください。

※申告会場の駐車場は混雑が予想されます。

※譲渡所得の案内ハガキが届いた方は、内容をご確認のうえ、申告が必要な場合は3月4日(月)以降に柳井税務署へお越しください。

■スマホやタブレット端末で、24時間申告が可能になりました

事前に税務署で本人確認のうえ、IDとパスワードを取得する必要があります。なお、ID・パスワード方式については、マイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。

■確定申告書の作成は、便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告書などを作成できます。

作成した申告書等は…

e-Tax 送信
※事前準備が必要です

還付がスピーディー
添付書類の提出省略

または

書面提出
印刷して郵送等で提出

マイナンバー（個人番号）の入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

■医療費控除は領収書が提出不要となりました※

※明細書を作成して提出が必要です

領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

●医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

●医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

■便利で確実な振替納税をご利用ください

納税のために金融機関や税務署に向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

お申し込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

平成30年分の振替日

【所得税および復興特別所得税】 4月22日(月)

【消費税および地方消費税】 4月24日(水)

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）まで

国税庁

や

作成コーナー

で

検索

■問い合わせ

柳井税務署 ☎0820(22)0277